

安中市立小中学校印刷環境更新賃貸借 公募型プロポーザル

審査要領

令和7年7月

安中市

1. 趣旨

この要領は、「安中市立小中学校印刷環境更新賃貸借」（以下「本業務」という。）の履行に最も適した業者を選定するために行われるプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものとする。

2. 審査・選定方法

（1）基本事項

提案内容の審査及び評価は、原則として、安中市立小中学校印刷環境更新賃貸借契約候補者選定委員会設置要領に基づいて設置された同委員会の委員（以下「選定委員」という。）において、本要領に基づき行う。

選定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価するため、提案内容の評価である「技術点」に見積額の評価である「価格点」を加算する総合評価方式を採用し、募集要領に示す提案上限金額の範囲内において提案した者のうち、合計点の最も高い物を最優秀提案者として契約候補者に選定する。

なお、契約候補者は契約締結を保証するものではない。

（2）総合評価点

総合評価点は、提案者の最終的な合計得点とし、以下の算式によって算出する。

総合評価点	=	技術点	+	価格点
(300 点)		(250 点)		(50 点)

技術点：提案書の提案内容及びプレゼンテーション、デモンストレーションの内容を加味し、評価項目ごとに評価した点数の合計

価格点：見積額を基に、後に示す算式で計算した点数

（3）技術点

技術点の採点は、以下の手順で行う。

① 評価項目及び項目別配点表

別紙「評価項目及び配点表（技術点）」（以下「技術点表」という。）のとおりとする。

② 選定委員による採点

各選定委員がそれぞれ技術点表に基づき評価・採点する。

③ 提案者の得点

提案者1者あたりの技術点は、各選定委員の点数を技術点表の項目別に合計し、評価委員の人数（プレゼンテーション等を欠席した選定委員は除く）で除した点数（小数点以下第2位を切捨て）を当該提案者の各項目の得点とし、全項目分を合計することで算出する。

④ 採点基準は以下のとおりとする。

評価	採点基準	上限配点 得点割合
非常に良い	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの。	100%
良い	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの。	80%
普通	具体性及び実効性があると認められ、標準的に評価できるもの。	60%
やや劣る	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるもの。又は、やや劣るもの。	40%
劣る	具体性及び実効性に欠け、評価できないもの。又は、特に劣るもの。	20%

※「上限配点」とは、技術点表に記載する上限配点を指す。

(例) 技術点表のうち、「1-1-1 本業務・概要についての理解」(上限配点 5 点)において、「普通」と評価した場合は 3 点となる。

※技術点表の全ての評価項目に得点が配分されるが、「4-1-1 本市及び学校に有益な提案」については、追加提案がない場合 0 点となる。

(4) 価格点

「価格点」は、提案者が提示した価格に対して、以下の算式によって算出する(小数点以下第 2 位を切捨て)。

なお、見積額が提案上限金額を上回った場合は失格とし、提案を無効とする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{見積額} / \text{提案上限額}) \times 50$$

(5) 最優秀提案者の決定

最優秀提案者の決定は、以下の順に決める。

- ① 総合評価点が最も高い提案者が 1 者であった場合は、当該提案者を最優秀提案者とする。
- ② 総合評価点が最も高く、かつ、同点の提案者が 2 者以上あった場合は、当該提案者のうち最も技術点が高い提案者を最優秀提案者とする。
- ③ ②の選考を行った結果、総合評価点及び技術点がともに同点となった提案者が 2 者以上あった場合は、以下の順に優先して最優秀提案者とする。

優先順位 1 : 市内業者、優先順位 2 : 準市内業者、優先順位 3 : その他の業者

- ④ 上記①から③の手順で選考してなお同点となる提案者が 2 者以上の場合は、複数の

選定委員立会のもと、くじ引きにて最優秀提案者を決めることとする。

- ⑤ 技術点の合計点が当該上限配点合計（250 点）の 1/2 に満たない場合は、最優秀提案者として選定できないものとする。

（6）審査結果の通知

審査結果については、決定後、速やかに各参加事業者へ電子メールにて通知する。なお、結果に対する問合せ、異議等については一切応じない。